公益法人制度改革に関する有識者会議の開催について

平成 15 年 11 月 14 日

1 趣旨

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、具体的な検討を進めていくに当たり、その参考に資するため、有識者の参集を求め、「公益法人制度改革に関する有識者会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2 検討課題

会議は、基本方針を踏まえ、公益法人制度の抜本的改革について、検討を行い、具体的な提案を行う。

3 構成及び運営

- (1) 会議は、法人制度等に関する有識者の参集を求め、行政改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 会議に、公益法人の運営実務等に関する専門的事項について意見を求めるため必要があるときは、公益法人関係の有識者等の参集を求めることができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (4) 会議の下に、新たな非営利法人制度について、専門的観点から検討を行っため、非営利法人ワーキング・グループを開催する。

4 庶務

会議の庶務は、内閣官房(公益法人制度改革推進担当)において処理する。